

令和8年度 第154号 令和8・9・10年度
甲賀市役所日直業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「甲賀市役所日直業務委託」にかかる受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務委託等の名称 令和8年度 第154号
令和8・9・10年度 甲賀市役所日直業務委託
- (2) 業務委託等の内容 別紙1「甲賀市役所日直業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
- | | | |
|--------|-------------|------------|
| 契約期間 | 契約締結後5日以内から | 令和11年3月31日 |
| 履行準備期間 | 契約締結後5日以内から | 令和8年7月31日 |
| 履行期間 | 令和8年8月1日から | 令和11年3月31日 |

3 見積上限額

17,871,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）を上限とする。

上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって予定価格ではない。なお、見積上限額を上回る金額による提案は失格とする。

4 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

5 予定スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|------------------|
| 令和8年4月24日（金） | プロポーザルの募集・質問受付開始 |
| 令和8年5月22日（金） | 質問受付期限 |
| 令和8年5月27日（水） | 質問に対する回答最終日 |
| 令和8年6月5日（金） | 参加申込提出期限 |
| 令和8年6月12日（金） | 企画提案書等提出期限 |
| 令和8年6月26日（金） | プロポーザルプレゼン実施 |
| 令和8年7月3日（金） | 審査結果通知 |
| 令和8年7月6日（月） | 契約予定日 |

6 参加資格

プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のア及びイの要件に該当しないこと。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

- (4) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (5) 役務の一般労働者派遣の項目で甲賀市に対し指名願いを提出していること。

7 関係資料の配布方法

- (1) 甲賀市ホームページからのダウンロードを原則とする。
URL <http://www.city.koka.lg.jp>
- (2) 掲載期間
令和8年4月24日（金）から
令和8年6月12日（金）まで
- (3) 掲載資料
- ア 甲賀市役所日直業務委託に関するプロポーザル実施要領
 - イ （別紙1）甲賀市役所日直業務委託仕様書
 - ウ （別紙2）提案書等の提出について
 - エ （別紙3）プロポーザル評価項目
 - オ （様式1）公募型プロポーザル参加申込書
 - カ （様式2）質問書

8 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式2）により提出すること。
※ただし、FAX又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。
- (2) 提出期限 令和8年5月22日（金） 17時00分
- (3) 提出先 甲賀市役所総務部総務課 FAX（0748-63-4086）にて提出すること。
- (4) 回答方法 FAX又は電子メールにより回答する。
- (5) 回答期限 令和8年5月27日（水） 17時00分

9 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則を理解したうえで「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月5日（金） 17時00分
- (2) 提出先 甲賀市役所 総務部総務課
- (3) 提出方法
持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時00分までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

10 企画提案書作成方法

(1) 審査にかかる提出書類

① 企画提案書【6部】

企画提案書は任意様式とし、理解しやすい表現とする。内容については別紙2を参照し、12ポイントA4サイズ長辺綴じにすること。また、会社概要、過去3年間の業務実績、法人登記等を提出すること。（詳細は別紙2「提案書等の提出について」を確認ください。）

② 見積書【1部】

見積金額は総額（消費税及び地方消費税抜き）を表示し、その内訳書も併せて提出すること。記載様式は特に定めないが、A4サイズに記載すること。（枚数は指定しない。）

③ 個人情報取扱に係る方針【6部】

事業者において定めている個人情報取扱に係る方針等を提出すること。

※ 留意事項

企画提案書、添付書類及び個人情報取扱に係る方針は1部のみ社名入り、5部は社名を抜いた無記名による作成をしてください。

(2) 提出期限及び提出先

上記の書類は、令和8年6月12日（金）17時まで（必着）とする。提出先は下記のとおりとし、提出方法は持参又は書留郵便による。

甲賀市役所総務部総務課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

11 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査主体

甲賀市役所日直業務委託仕様書にかかる選定委員会において審査を行う。

(2) 評価方法、評価基準

提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容をもとに、別紙3「プロポーザル評価項目」ごとに評価し、評価結果に基づき事業者を選定する。

(3) 最低基準点

プロポーザル評価項目ごとに評価し評価結果を算出するが、選定委員全員の合計点が評価点の満点の6割に満たない場合は受託者とししない。

(4) 審査結果通知

審査結果は審査終了後、後日全提案者に書面で通知する。

12 プレゼンテーション審査の実施

(1) プレゼンテーションは、提出された審査書類（企画提案書、見積書、個人情報取扱に係る方針）により行う。

(2) 日程：令和8年6月26日（金）

会場：甲賀市役所庁舎

※詳細な時間等は参加申込書により参加意思を表明した者に対して、追って通知又は連絡を行う。

(3) プレゼンテーションの時間は1者につき、25分以内とし、内15分以内の質疑応答時間を設ける。

(4) プレゼンテーション前後に、準備・入れ替え時間を5分間予定している。

(5) プレゼンテーションに必要な機材等は、各自で準備すること。

1.3 審査結果

審査結果は、全参加者に公募型プロポーザル審査結果通知書により通知するが公開はしない。また、最優秀候補者とならなかった者からの、その理由について説明を求めることができる期間は、結果通知の日の翌日から起算して7日以内とする。

1.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.5 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの最優秀候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.6 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
ア 参加資格要件を満たしていない場合
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
カ 参考見積書の金額が業務見積額を超過した場合
- (5) 著作権等の権利
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。
ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 異議申立て
参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 7 問合せ先

甲賀市役所 総務部総務課

電話 0 7 4 8 - 6 9 - 2 1 2 0

FAX 0 7 4 8 - 6 3 - 4 0 8 6